

一宮軟式野球連盟 少年部 規約

第1条（名称）

一宮軟式野球連盟少年部と称する。

第2条（目的）

少年部は野球を通じて心身の鍛錬を図り社会の常識と共存共栄の精神を養い野球の技術の向上と少年部部員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事務所）

少年部の事務所は一宮軟式野球連盟内に置く。

第4条（組織）

1. 少年部は一宮軟式野球連盟に所属しその組織団体少年部となる。
2. 少年部に一宮軟式野球連盟より少年部部长を1名派遣する。
3. 少年部は学童、学童女子、中学、中学女子で構成する。
4. 少年部（学童、学童女子）に運営委員会を置く。
5. 少年部部长は運営委員長を兼ね次の役員を任命する。

副委員長 若干名

総務（書記） 若干名

運営委員 若干名

なお任期は2年間としその再任を妨げない。

また相談役、顧問をおくことができる。

第5条（選手編成）

1. 学童

(1) 一宮市内（県内）近隣等小学校1年生から6年生までで編成したチーム

(2) 一宮市内等近隣小学校1年生から6年生までの女子で編成したチーム

2. 中学

(1) 一宮市内中学校1年生から3年生までで編成したチーム

(2) 一宮市内（県内）近隣中学校1年生から3年生までの女子で編成したチーム

3. 選手登録は規定の用紙に登録し大会を以って終了し大会毎に入れ替えを妨げない。

4. 新規加入するチームは、少年部で審議し役員会または理事会で承認を得なければ

ばならない。

5. 不正チーム（選手）について第5条1，2，3項の規約に反する二重登録のチーム（選手）ことである。但し、女子選手においてはその限りではない。

なお不正チーム発覚の場合は少年部長より所定の手続きの後、審議会（連盟）を開きその決定事項に従って処理する。

第6条（運営）

連盟の運営による大会は少年部運営委員会も補佐する。

但し連盟主催以外の各種大会への後援及び審判員派遣等は本規約にそったチームによる大会以外これに連盟は関知することが出来ない。

第7条（経理）

学童、学童女子は、一宮軟式野球連盟の財務部によって管理運営される。

中学、中学女子は、別途管理運営される。

第8条（事故）

連盟及び少年部においては応急処置（救急車及び病院の手配等）のみで保護者又は各チームの責任によって適正なる処置をする。

また各チームの責任者は傷害保険に加入してから参加すること。

第9条（附則）

1. 規約施行について必要事項の細目は、別に定める内規による。

2. 規約に定めのない事項について協議が必要の場合、役員会または理事会で決定する。

第10条（改廃）

本規約の改廃は、理事会の決議を要する。

本規約は昭和57年2月よりこれを施行する。

昭和60年2月改正

平成27年1月25日改正する。

平成30年2月11日改正する。